

町田市情報公開・個人情報保護審査会

2025年度第1号事件

(審査請求人 ○○ ○○)

2026年7月17日

答 申

町田市教育委員会

教育長 小池 慎一郎 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 野村 武司

2025年4月1日付け24町教学指第6035号(2025年度第1号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2024年7月2日に処分庁町田市教育委員会教育長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が行った2024年8月15日付け24町教学指第1933号の3による開示決定処分、および2025年1月10日付け24町教学指第1933号の4による追加の開示決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2024年8月15日付け24町教学指第1933号の3をもって行った開示決定処分(以下「本件処分1」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定に基づき、2024年7月2日に「個人情報開示請

求書」で、処分庁に対し、「２０２３年１２月以降 私本人がいじめ問題対策委員会に提出した書類で実際委員会でも使用された書類」（以下「本件対象文書」という。）を対象とする個人情報開示請求を行った。

２ 処分庁は、２３件の文書を本件対象文書と特定し、２０２４年８月１５日付け２４町教学指第１９３３号の３により本件処分１を行った。

３ 審査請求人は、審査庁町田市教育委員会教育長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として２０２４年１０月２１日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

４ 処分庁は、２０２４年８月１５日付け２４町教学指第１９３３号の３により通知した本件処分に遺漏があったことが判明したため、２０２５年１月１０日付け２４町教学指第１９３３号の４により追加で開示決定処分（以下「本件処分２」という。）を行った。

その後、２０２５年１月１５日付け２４町教学指第３５８７号の２「弁明書」により弁明した。

５ 審査請求人は、２０２５年２月２５日に「反論書」により反論した。

６ 審査庁は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条の規定に基づき、２０２５年４月１日付け２４町教学指第６０３５号「個人情報全部開示決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

７ 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

２０２５年６月５日	審議
２０２５年７月１４日	処分庁への事情聴取
２０２５年８月２１日	審議
２０２５年９月１９日	審議
２０２５年１０月２７日	審議
２０２５年１２月１５日	審議
２０２６年１月２８日	審議
２０２６年２月１７日	審議
２０２６年３月１６日	審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、主に次のとおり主張した。

開示決定通知書の12番の書類「生徒がまとめた文書」については、2024年4月8日の委員会に提出していないと思われる。なぜならば、2024年5月10日の委員会へ出席した際に、委員がこの書類を見ていない、知らないと回答した。

また、2024年4月22日の委員会宛てに提出した書類（LINE 画像等）が存在するはずだが、その書類が開示請求では開示されなかった。

以上の理由から、その他にも開示された資料には過不足があるものと思われる。

2 処分庁は、弁明書において、主に次のとおり主張した。

本件処分においては、24町教学指第1933号の3における保有個人情報全部開示決定後、保管されている文書を改めて点検したところ、一部遺漏があったことが判明したが、2025年1月10日付け24町教学指第1933号の4において保有個人情報全部開示決定の追加決定をしたことにより、当該不備は是正された。

3 審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

(1) 町田市教育委員会教育長は、1月21日付け弁明書において、2025年1月10日付け24町教学指第1933号の4において、保有個人情報の全部開示決定の追加決定をしたことにより、一部遺漏の不備は是正され、決定は妥当であると主張している。

(2) 審査請求人は、(1)の主張を受け、2025年2月18日13:30より町田市教育委員会指導課の職員と同席の上、改めて、文書一枚一枚の突合を行い、資料の過不足について確認を行った。その際、審査請求人が提出しているはずの資料5点（全26枚）の遺漏が認められた。

(3) なお、審査請求人は、提出した資料の記録を確実に残すため、提出文書をプリントアウトしたものを特定のファイルに確実に保存している。

(4) さらに、開示決定通知書の12番「生徒がまとめた文書」に関しては2024年5月10日のいじめ問題対策委員会において、委員が“当該書類は見えていない”旨の発言をしており、2024年4月8日の委員会で使用したとする開示決定通知の別紙の記載については誤りである。

(5) 弁明書に記載の通り、審査請求人が2024年7月2日に開示請求を

行い、町田市教育委員会教育長の開示決定（２０２４年８月１５日）までに１か月以上の期間を要した。それだけの時間をかけて開示のための作業を行っていたにも関わらず、開示決定した資料には遺漏があり、さらにその遺漏分の開示決定には、最初の開示決定から約４か月も要している（２０２５年１月１０日）。この一連の町田市教育委員会教育長の対応から、公文書の管理が杜撰であり、審査請求人の主張の通り、資料の開示決定が適切に行われていない可能性は非常に高いことが明白である。

第５ 審査会の判断

１ 本件審査請求について

本件審査請求は、審査請求人が、２０２３年１２月以降、審査請求人本人がいじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）に提出した書類で実際委員会でも使用された書類の開示請求を求めたところ、処分庁は、２０２４年８月１５日付け２４町教学指第１９３３号の３で、２０２３年１２月以降本件開示請求申請時の２０２４年７月２日までに委員会で使用されたものの全部開示決定処分、および２０２５年１月１０日付け２４町教学指第１９３３号の４で追加の全部開示決定処分を行った。審査請求人は、委員会に提出されていない文書が、処分庁により開示請求の対象として特定され、また、提出されている文書が開示請求の文書として特定されていないことを理由に、その他にも開示された文書には過不足があるものと考え、本件処分１及び本件処分２の取り消しを求めたものである。

２ 本件対象文書について

処分庁は、本件対象文書を、請求人の記述した「私本人がいじめ問題対策委員会に提出した書類で、実際委員会でも使用された文書」として、審査請求人が委員会を宛先として処分庁に提出した書類のうち、２０２３年１２月以降本件開示請求申請時の２０２４年７月２日までに処分庁が受領し、委員会に提出した文書であると特定した。

審査請求人のいう「使用された文書」という言葉には、いじめ問題対策委員が目を通したか、実際の審議で言及されたかなど解釈に幅があるが、

委員会における具体的な使用度について当審査会においては判断が不可能なため、当審査会は、処分庁の解釈と同様に、「委員会に提出された文書」として、以下本件対象文書を特定することとする。

3 文書の特定の妥当性について

(1) 審査会は、審査請求人が処分庁に提出した文書と処分庁が委員会に提出した文書の確認ができる資料を整理するよう処分庁に求めた。審査会は、処分庁から、審査請求人から処分庁へ提出のあった書類の発信日、受領日、受領方法、書類の宛名、資料名、資料の冒頭20文字、枚数、受領者、委員会資料として処分庁が提出した委員会開催日、開示決定された文書番号が記載された一覧表（以下「一覧表」という。）の提出を受けた。審査会は、この一覧表をもとに、審査請求人から処分庁へ提出された資料と委員会で使用された資料及び開示決定された文書の突合を行い、文書の特定の妥当性を検討した。

なお、審査会は、委員会の会議ごとに委員に配布された資料目次も確認したが、この資料目次は、委員会開催日前に起案された配布資料のみが記載され、当日委員会に提出された資料が反映されていないため、この目次からは、委員会に実際に提出された資料の確認はできなかった。

一覧表には、審査請求人からの書類の受領日が記載されているが、処分庁の説明によれば、家族から処分庁へ提出された文書の受付けは、宛先が委員会である文書は収受手続をせずに、委員会の配布資料として委員会前に起案されていた。委員会以外に宛てられた書類や委員会と並記して処分庁や学校等の宛名がある文書は収受手続が取られていた。処分庁による審査請求人から委員会に提出された資料の具体的な特定については、書類の受領方法には審査請求人から処分庁への郵送、手渡し、委員会での直接提出があったが、封書の宛名が「いじめ問題対策委員会」となっているもの、封筒がない、又は封筒の宛名が処分庁になっている場合であっても、資料名が「いじめ重大事態に対する申請」、「いじめ問題対策委員会宛要望書」となっているものは、委員会に提出されている。さらに、審査請求人が委員会に出席した際に直接委員会で手渡した書類も、委員会に提出されたものとしている。

なお、2024年8月15日付けの本件処分1では、審査請求人が委員会での封書の開封を求めた、あるいは委員会で手渡した書類の一部の開示が遺漏していたため、2025年1月10日付けの追加決定として本件処分2を行っている。

審査会において、本件処分1及び本件処分2で開示された文書と、一覧表に記載された請求人が提出した委員会宛の文書を確認したところ、その内容が一致していることが認められた。

なお、審査会においては、一覧表に記載されたもの以外の処分庁が保有する文書の存在は確認できなかった。

(2)ところで、審査請求人が、以下の個別の文書について本件処分1及び本件処分2に疑義を持っていることについて、審査会として以下のように判断する。

ア 審査請求人は、2024年10月21日付けの審査請求書において、開示決定された「生徒がまとめた文書」については、2024年5月10日の委員会に審査請求人が出席した際委員がこの書類は見えていない、知らないと回答したため、2024年4月8日の委員会に提出されていないと主張するが、当該委員が当該資料の存在を認識していたかどうか、また実際に当該資料を読んだかどうかは別にして、処分庁より審査会に提出された一覧表によれば2024年3月26日に受領した「生徒がまとめた書類」として、その文書が第4回委員会（2024年4月8日開催）に提出されていることが確認できる。開示決定された資料名が、開示決定通知書では「生徒がまとめた文書」であり一覧表では「生徒がまとめた書類」となっているが、当該資料の冒頭の20文字が一致しているため、審査会は文書の特定に誤りはないと判断した。

イ また、審査請求人は、審査請求書において、2024年4月22日委員会宛に提出した書類（LINE 画像等）の4点が存在するはずだが、開示請求では開示されなかったと主張している。これら4点のうち、宛名をいじめ問題対策委員会御中とする2点とLINE 画像については、審査会が一覧表により、受領日、宛名、資料の冒頭20文字、資料の形態を確認したところ、第6回（2024年5月10日開催）委員会に資料名を「鏡文」「いじめ問題対策委員会宛要望

書」「LINE 画像（追加）」として提出されていることが認められた。この3点の文書は、2024年8月15日付けの開示決定においては、名称を「LINE 資料」として一つの文書にまとめられているが、審査会が確認したところ、当該名称の文書には、審査請求人の指摘する書類の冒頭20文字と同一の文書2点と LINE 画像も存在するため、審査会は同一の文書であると判断した。したがって、上記3点については開示されているものと判断する。審査請求人が2024年4月22日に提出した残る1点については開示されていないが、教育委員会を宛名とする書類であったため、一覧表において処分庁が受領した記録は確認できたが、専ら教育委員会宛てとする文書は委員会には提出されなかったため、開示の対象としなかった処分庁の判断に誤りはない。

ウ 審査請求人は、2025年2月25日付の反論書において、文書5点①2024年3月8日 1枚、②令和6年5月10日 9枚、③2024年5月30日 2枚、④2024年6月20日 10枚、⑤2024年6月28日 4枚の書類を添付し、これらの開示が欠落していると主張しているが、審査会として以下を確認した。①2024年3月8日 1枚、②令和6年5月10日 9枚、④2024年6月20日 10枚については、審査請求人から当審査会に提出された資料と、処分庁が作成した一覧表を、受領日、宛名、資料の冒頭の20文字を手掛かりに突合したが、2024年7月2日までに書類が処分庁に受領された記録がなく、処分庁が保有しているか確認ができなかった。また、③2024年5月30日 2枚及び⑤2024年6月28日 4枚は、処分庁の作成した一覧表によれば、処分庁による受領は当審査会で確認できたが、文書の宛名が町田市教育委員会であり、専ら教育委員会宛とする文書は委員会には提出されなかったため、開示の対象としなかった処分庁の判断に誤りはない。

第6 結論

以上のとおり、処分庁の本件対象文書の特定に誤りはなく、本件対象文

書を全部開示とした処分庁の判断は妥当である。